

# 横浜国立大学における男女共同参画の基本方針

平成20年11月13日

## I まえがき

### 1. わが国における男女共同参画に関するこれまでの経緯と本学の状況

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」と定義する（法2条1項1号）。平成11年に基本法が制定された背景には、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたにもかかわらず、その実質において男女共同参画社会の形成がまだまだ十分ではなく、なお一層の努力が必要とされているわが国の現状があった。

基本法前文の「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」との位置づけの下で、わが国政府もその後さまざまな取り組みをし、平成17年には、男女共同参画基本計画（第2次）が定められている。このような動きの中で、国立大学協会においても平成12年の総会において平成22年までに各会員大学の女性教員比率20%を目指すという目標を了承した。

ひるがえって横浜国立大学における男女共同参画社会形成の取り組みを省みれば、基本法制定以降の国の動き、他の国立大学の動きに比較しても、その理念の実質化に必ずしも十分な努力を傾注してきたとは言えない状況にある。

### 2. 本学における男女共同参画の理念、必要性の認識と今後の取り組み

大学がアカデミック・コミュニティとして地域社会、日本社会、国際社会に対して果たすべき責務は大きく、またその影響も決して小さなものではない。男女共同参画社会形成への取り組みをこれまで以上に積極的に推進することは、わが国のアカデミック・コミュニティの基幹的な一員である本学にとって、21世紀に向けての社会的責任の最重要課題の一つである。さらに言えば、男女共同参画の実現は、一人一人の個人にとっても、個々の組織にとっても、またそれらの主体の集合体である社会にとっても、それぞれの内的な思考様式を多様化し、多様な能力と個性と視点を持つ様々な個人が、自由に闊達に、その能力に応じた活動をするを通じて、自らを活性化させるために不可欠の活動でもあることを、われわれは深く認識しなければならない。男女共同参画の実質化なくして、個人の、組織の、社会の多様化はなく、多様化なくして個人の、組織の、社会の活性化もないのである。

しかしながら、形式的な男女の平等的取り扱いを超えた、実質的な男女共同参画の推進は、息の長い、地道で着実な取り組みを必要とする課題である。男女共同参画の実現は、形式的に男女を平等に取り扱う場合であっても、性差に規定される男女の能力の違いおよびそれに対応した社会的役割の違いという認識を前提とする既存の慣行や制度が、今日、結果的にもたらしているさまざまな現実や、われわれの日々の生活の仕方そのものを、意識的に着実に変える、個々人の主体的な営為と、組織の行動の長期にわたる積み重ねによって、初めてその成果が目に見えるようになるものだからである。

横浜国立大学は、男女共同参画社会の形成に関する諸課題を実現するために、長期に着実な取り組みを進展させることが重要と考え、以下にその着実な実現の推進のための基本方針をとりまとめる。

## II 基本方針

### 1. 教育、研究、就業の場における実質的な男女平等の実現

横浜国立大学は、教育の場として、研究の場として、職場として、男女の性差による差別的取扱いを廃絶し、すべての構成員を実質的に対等な個人として尊重し、その能力の十分な発揮を可能にする内部環境を整える最大の努力を継続する。

### 2. 積極的改善措置の採用

横浜国立大学は、教育の場、研究の場、職場において、実質的な男女共同参画を実現するために、形式的な男女の平等的取り扱いを超える積極的改善措置が必要と考えられる場合には、実質的な男女共同参画の実現に必要な措置を採用し、着実に実施していく。

### 3. 男女共同参画実現のための教育・研究、日常活動の充実

横浜国立大学は、大学の内外において、大学独自の或いは他の主体との積極的な連携の下で、男女共同参画実現のための教育活動、研究活動を継続的に、積極的に行い、また法人としての大学の全活動を通じて、地域と、わが国と、世界の男女共同参画の推進に貢献する。